



指導者資格制度について(必ずご確認ください)

資格の維持条件

- (1) 公益財団法人全日本柔道連盟の指導者資格制度（A指導員、B指導員、C指導員、準指導員）資格維持の条件は以下の通りです。

- ◆全日本柔道連盟『指導者資格登録』を毎年継続して行っていること。
- ◆有効期限内に、資格更新のためのポイント数を獲得すること。

- (2) 『指導者資格登録』の更新時期と手続きについて

- ・登録の有効期間は4月から翌年3月までの1年間です。
- ・更新手続きは、ご登録先都道府県柔道連盟（協会）の指示にしたがってお済ませ下さい。
* 該当年度の9月までに登録手続きを終えること。



万が一、期間内に手続きされなかった場合は、資格条件を満たしていないこととなり、指導者資格は失効となります



登録区分が『指導者資格登録』でない場合は、資格条件を満たしていないこととなりますので、必ず『指導者資格登録』をお願い致します。

- (3) 資格の有効期限と更新講習について

- ・各資格の有効期限、更新のためのポイント数については別表をご覧ください。
- ・更新ポイント獲得のための講習会詳細は、ご登録先の都道府県柔道連盟（協会）にご確認下さい。

- (4) ご注意

- ・所属や登録都道府県が変更になっても、登録メンバーIDは変わりません。
新しい登録メンバーIDで指導者資格登録の申請を行った場合、そのIDに過去情報は引き継がれておりませんので、申請は却下されます。
- ・昇段された場合は、ご自身で全柔連登録システムの段位データを修正して下さい。（全柔連登録システムと、講道館登録システムは連動しておりません）指導者資格登録の申請時に、登録システムの段位データが必要段位を満たしていない場合は、申請は却下されます。

以上